

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
	<p><u>附 則（平成 23 年 11 月 25 日東相制第 11-0100 号）</u> <u>この改正規定は、平成 23 年 11 月 28 日から実施します。</u></p>

第 14 節 形態 4 - 6

(網構成)

第 66 条 (略)

(接続方式)

第 67 条 分類 1 から分類 9 による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は技術的条件集別表 15 又は技術的条件集別表 15.1 に示すとおりとします。

2 ～ 9 (略)

1 0 付加的機能識別番号中継接続の方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則(平成 9 年郵政省令第 82 号)を準用することとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

0 5 7 0 + D E F + G H J

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

(略)

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア～ウ (略)

エ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報(課金の観点から特記すべき I S U P パラメータのみ記述します。)は、次のとおりとします。なお、事業者情報転送の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 14 節 形態 4 - 6

(網構成)

第 66 条 (略)

(接続方式)

第 67 条 分類 1 から分類 9 による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は技術的条件集別表 15 又は技術的条件集別表 15.1 に示すとおりとします。

2 ～ 9 (略)

1 0 付加的機能識別番号中継接続の方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則(平成 9 年郵政省令第 82 号)を準用することとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

0 5 7 0 + D E F + G H J

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

0 1 8 0 + D E F + G H J

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

(略)

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア～ウ (略)

エ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報(課金の観点から特記すべき I S U P パラメータのみ記述します。)は、次のとおりとします。なお、事業者情報転送の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、アドレス情報：570+D～J

(略)

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます -：設定されません

呼の方向：当社網→直接協定事業者網

情報名	方向	適用	記事
着番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、アドレス情報：570+D～J

(略)

オ (略)

(3) (略)

(4) 当社網と直接協定事業者網間で使用する手動試験の内容は次のとおりとします。

なお、実際に使用する試験番号は当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

試験目的	接続先	試験番号
当社網から直接協定事業者網への接続確認	直接協定事業者網内のガイダンス装置等	0 5 7 0 + D E F G H J

第 68 条～第 71 条 (略)

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、アドレス情報：570+D～J または 180+D～J

(略)

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます -：設定されません

呼の方向：当社網→直接協定事業者網

情報名	方向	適用	記事
着番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、アドレス情報：570+D～J または 180+D～J

(略)

オ (略)

(3) (略)

(4) 当社網と直接協定事業者網間で使用する手動試験の内容は次のとおりとします。

なお、実際に使用する試験番号は当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

試験目的	接続先	試験番号
当社網から直接協定事業者網への接続確認	直接協定事業者網内のガイダンス装置等	0 5 7 0 + D E F G H J または 0 1 8 0 + D E F G H J

第 68 条～第 71 条 (略)

別表1 相互接続箇所毎の接続番号

1. (略)

2. サービス番号への接続条件

サービス番号への接続条件は、次のとおりとする。

(1)、(2) (略)

(3) O A B O系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。

ア～キ (略)

ク 付加的機能識別番号中継接続の方式は、形態4－6での接続番号が0570+D E F G H Jの当社入接続かつ当社出接続において提供する。

(4)、(5) (略)

(略)

別表1 相互接続箇所毎の接続番号

1. (略)

2. サービス番号への接続条件

サービス番号への接続条件は、次のとおりとする。

(1)、(2) (略)

(3) O A B O系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。

ア～キ (略)

ク 付加的機能識別番号中継接続の方式は、形態4－6での接続番号が0570+D E F G H J または0180+D E F G H Jの当社入接続かつ当社出接続において提供する。

(4)、(5) (略)

(略)